助成事業名	放課後子供教室推進事業

国補・県単別	その他	分類	９－１
実施事業主体	市町村		

県主管課	生涯学習課	室等	学校・家庭・地域連携室	内線	4069
関係省庁名	文部科学省				

項目	内容
事業の目的・概要	放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。 また、こども家庭庁の「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）と一体的あるいは連携した総合的な放課後対策（新・放課後子ども総合プラン・放課後児童対策パッケージ）として推進する。
根拠法令等	千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領
申請時期・手続き等	4　県へ交付申請　※ 5　事業の実施 6　交付決定　※ 7 8 9 10 11 12 1 2　次年度仮申請 3　変更申請※・実績報告 4 5　補助金額の確定 　　補助金の交付 ※交付申請等の時期については、変更することもある。
補助対象事業・補助基準等	1　運営委員会の設置 事業計画、活動プログラムの企画、事後検証・評価等を検討する。 2　学校の教室や校庭等に、安全・安心な子供の居場所（活動拠点）を設け、地域住民等を協働活動サポーターや協働活動支援員として配置する。 3　地域住民等の参画を得て、放課後や週末等に子供を対象とした学習、スポーツ、文化活動、体験活動等を実施する。 4　放課後子供教室推進事業の総合的な調整役として、地域学校協働活動推進員等（コーディネーター）を配置し、学校や関係機関・団体との連絡調整、各地域における協力者の確保、活動プログラムの企画・策定等を行う。 5　上記１～４に基づく事業を実施するため、施設（放課後子供教室用のスペース）に必要な設備の整備（備品の購入）をする。 ※開設初年度（児童クラブとの一体型導入初年度）に限る。 ※既存施設の改修を伴わないものに限る。 上記１～５に要する経費
補助率・額	国・県・市町村　各１／３以内
留意事項	指定都市、中核市は、国が直接補助
事例等	令和２年度実施市町村 （１５市、７町） 令和３年度実施市町村 （２０市、８町） 令和４年度実施市町村 （２０市、８町） 令和５年度実施市町村 （２１市、８町）
対象市町村数	５１
実施市町村数（令和５年度）	２９
備考	対象市町村等数は、指定都市及び中核市を除く。

助成事業名	地域とともにある学校づくり推進支援事業

国補・県単別	その他	分類	９－２
事業実施主体	市町村		

県主管課	生涯学習課	室等	学校・家庭・地域連携室	内線	4069
関係省庁名	文部科学省				

項目	内容
事業の目的・概要	教育を核とした地域コミュニティの構築を図るため、授業補助や校内の環境整備、地域行事への参画等の地域と学校が連携･協働して行う活動や全ての生徒を対象とした原則無料の学習支援など､地域学校協働活動を推進する。
根拠法令等	千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領
申請時期・手続き等	4　県へ交付申請　※ 5　事業の実施 6　交付決定　※ 7 8 9 10 11 12 1 2　次年度仮申請 3　変更申請※・実績報告 4 5　額の確定 　補助金の交付 ※交付申請等の時期については、変更することもある。
補助対象事業・補助基準等	1　運営委員会の設置 ・運営委員会開催 ・地域学校協働活動推進員、コーディネーター、ボランティアの養成 ・域内学校への広報・指導・助言 ・その他 2　地域学校協働本部の設置 ・地域学校協働活動推進員、コーディネーター等の配置 ・授業補助や校内の環境整備、地域行事への参画等、地域学校協働活動の実施 3　地域未来塾の実施 ・全ての生徒を対象とした原則無料の学習支援の実施 上記１～３に要する経費
補助率・額	国・県・市町村　各１／３以内
留意事項	指定都市、中核市は、国が直接補助
事例等	「地域学校協働本部」 令和２年度実施市町村 （１２市、５町） 令和３年度実施市町村 （１３市、５町） 令和４年度実施市町村 （１３市、５町） 令和５年度実施市町村 （１７市、６町） 「地域未来塾」 令和２年度実施市町村 （２市、３町） 令和３年度実施市町村 （３市、２町） 令和４年度実施市町村 （４市、２町） 令和５年度実施市町村 （４市、２町）
対象市町村等数	５１
実施市町村等（令和５年度）	２３
備考	対象市町村等数は、指定都市及び中核市を除く。

助成事業名	家庭教育支援チーム設置推進事業

国補・県単別	その他	分類	９－３
実施事業主体	市町村		

県主管課	生涯学習課	室等	学校・家庭・地域連携室	内線	4167
関係省庁名	文部科学省				

事業の目的・概要	家庭教育支援にあたる地域人材の養成、家庭教育支援チームの組織化、家庭教育支援員等の配置を行い、身近な地域における保護者への学習機会の提供や親子参加型行事の実施、相談対応等の支援活動を実施することで、家庭教育支援を総合的に推進する。
根拠法令等	千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領
申請時期・手続き等	4　県へ交付申請　※ 5　事業の実施 6　交付決定　※ 7 8 9 10 11 12 1 2　次年度仮申請 3　変更申請※・実績報告 4 5　額の確定 補助金の交付 ※交付申請等の時期については、変更することもある。
補助対象事業・補助基準等	1　推進委員会の設置 域内の家庭教育支援活動の総合的な在り方を検討する。 2　研修の実施経費 就学時の健康診断や保護者会等多くの保護者が集まる機会を活用した家庭教育に関する講座の実施等、学習機会の提供を行う。また、親子の自己肯定感、自立心などの社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、体験活動等のプログラムを展開する。 3　家庭教育支援活動の実施・運営経費 家庭教育支援員等については、各地域の実情に応じて必要な人数を配置する。 上記１～３に要する経費
補助率・額	国・県・市町村　各１／３以内
留意事項	指定都市、中核市は、国が直接補助
事例等	令和２年度実施市町村 （２市、３町、１村） 野田市、睦沢町、鋸南町、栄町、長生村、富津市 令和３年度実施市町村 （２市、３町、１村） 野田市、睦沢町、鋸南町、栄町、長生村、富津市 令和４年度実施市町村 （２市、４町、１村） 野田市、睦沢町、鋸南町、栄町、長生村、富津市、酒々井町 令和５年度実施市町村 （３市、４町、１村） 野田市、睦沢町、鋸南町、栄町、長生村、富津市、酒々井町、茂原市
対象市町村数	５１
実施市町村数（令和５年度）	8
備考	対象市町村等数は、指定都市及び中核市を除く。

助成事業名	史跡等購入事業

国補・県単別	その他	分類	９－４
事業実施主体	市町村		

県主管課	文化財課	室等	指定文化財班	内線	４０８５
関係省庁名	文化庁				

事業の目的・概要	市町村の行う国指定史跡等の公有化事業について助成し，史跡の保存活用を図る。 １ 単年度買上げ ２ 先行取得償還 ３ 先行取得
根拠法令等	文化財保護法 文化財保護条例 (国)文化財保存事業費関係補助金交付要綱及び文化財保存事業費関係国庫補助実施要領 (県)文化財保存事業補助金交付要綱
申請時期・手続き等	国　　県 ４交付決定　　内　示 ５　　交付申請 ６　　交付決定 ７(翌･照会(概算))　(翌･照会) (翌･事業県ﾋｱﾘﾝｸﾞ) ８ ９ 10 11 12(翌･国事業照会) １(翌･国ﾋｱﾘﾝｸﾞ) ２(翌･内示･交付申請) ３実績報告　　実績報告 ４額の確定　　額の確定 補助金交付　　補助金交付
補助対象事業・補助基準等	１ 補助対象事業 (1) 単年度買上げ (2) 先行取得償還 (3) 先行取得 ２ 補助対象経費 (1) 資料作成経費等 ア 土地購入経費 イ 建物等物件購入経費 ウ 立木竹，建物等移転補償経費 エ 先行取得の再取得等経費 (2) その他の経費 事務経費
補助率・額	国：補助対象経費の５分の４ 県：国庫補助額を控除した額の２分の１以内の定額（ただし、市町村の財政力指数によって率等が変わる。） 政令市については県の補助はなし
留意事項	
事例等	令和３年度実施市町村 （２市１町） ・史跡墨古沢遺跡公有化事業 酒々井町　等３件 令和４年度実施市町村 （２市） ・史跡下総佐倉油田牧跡公有化事業 香取市　等２件 令和５年度実施市町村 （１市） ・史跡取掛西貝塚公有化事業 船橋市　１件
対象市町村等数	５４※
実施市町村等数（５年度）	1
備考	※　国の指定を受けた史跡等がある市町村等数は２７

助成事業名	文化財保存整備事業

国補・県単別	その他	分類	９－５
事業実施主体	市町村及び所有者		

県主管課	文化財課	室等	指定文化財班	内線	４０８５
関係省庁名	文化庁				

事業の目的・概要

国・県指定の有形文化財等について，所有者や市町村等が行う保存整備事業に助成し、国・県指定無形民俗文化財については用具等の修理や追加について助成し、貴重な文化財の保護活用を図る。

建造物、美術工芸品、修理、防災等
無形民俗文化財用具修理等
天然記念物保護増殖

根拠法令等

文化財保護法
文化財保護条例
(国)文化財保存事業費関係補助金交付要綱及び文化財保存事業費関係国庫補助実施要領
(県)文化財保存事業補助金交付要綱

申請時期・手続き等

月	国	県
４	交付決定	内　示
５		交付申請
６		交付決定
７	(翌・照会(概算))	(翌・照会) (翌・事業県ﾋｱﾘﾝｸﾞ)
８		
９		
10		
11		
12	(翌・事業照会)	
１	(翌・国ヒアリング)	
２	(翌・内示･交付申請)	
３	実績報告	実績報告
４	額の確定	額の確定
	補助金交付	補助金交付

補助対象事業・補助基準等

１ 補助対象事業
(1) 建造物、美術工芸品、修理、防災事業等
(2) 無形民俗文化財用具修理等
(3) 天然記念物保護増殖

２ 補助対象経費
(1) 主たる事業費
修理工事経費等
(2) その他の経費
事務経費

補助率・額

国：補助対象経費の５０～８５％
県:補助対象経費の２分の１以内の定額
・国庫補助事業である場合には、補助対象経費から国庫補助額を控除した額の２分の１以内の定額（ただし､市町村が事業実施主体の場合は財政力指数によって率が変わる）
・政令市については県の補助はなし

留意事項

事例等

令和３年度実施市町村数（１１市）※1
・国庫補助事業
重要文化財法華経寺祖師堂（市川市）保存修理事業　等（１０件）
・県単補助事業
県有形文化財旧藪家住宅（芝山町）保存修理事業　等（８件）

令和４年度実施市町村数（１２市）
・国庫補助事業
重要文化財法華経寺祖師堂（市川市）保存修理事業等（９件）
・県単補助事業
県有形文化財猿田神社本殿（銚子市）保存修理事業等（１０件）

令和５年度実施市町村数（１３市）※2
・国庫補助事業
重要文化財法華経寺祖師堂（市川市）保存修理事業等（１１件）
・県単補助事業
県有形文化財猿田神社本殿（銚子市）保存修理事業等（９件）

対象市町村等数	５４
実施市町村等数（５年度）	１３

備考

※1　令和３年度は上記のほか、災害復旧にかかる補助を３市町、３件（国2、県1）実施
※2　令和５年度は上記のほか、災害復旧にかかる補助を４市町、４件（国1、県3）実施。

助成事業名	埋蔵文化財緊急調査助成事業

国補・県単別	その他	分類	９－６
事業実施主体	市町村		

県主管課	文化財課	室等	埋蔵文化財班	内線	４０８０
関係省庁名	文化庁				

事業の目的・概要

土地区画整理事業、土地改良事業、個人住宅等に伴う埋蔵文化財の発掘調査について助成し、埋蔵文化財保護の円滑化を図る。

１発掘調査
２遺跡発掘事前総合調査
３遺跡詳細分布調査
４重要遺跡確認緊急調査
５出土遺物保存処理

根拠法令

文化財保護法
(国)文化財保存事業費関係補助金交付要綱
(国)埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項
(県)文化財保存事業補助金交付要綱

申請時期・手続き等

	国	県
４	交付決定	内　示
５		交付申請
６		交付決定
７		(翌・照会・ﾋｱﾘﾝｸﾞ)
８	(翌・照会(概算))	
９		
10		
11		
12	(翌・照会(事業計画))	
１	(翌・国ﾋｱﾘﾝｸﾞ・内示)	
２	(翌・交付申請)	
３	実績報告	実績報告
４	額の確定	額の確定
	補助金交付	補助金交付

補助対象事業・補助基準等

１補助対象事業
（１）発掘調査
（２）遺跡発掘事前総合調査
（３）遺跡詳細分布調査
（４）重要遺跡確認緊急調査
（５）出土遺物保存処理

２補助対象経費
（１）主たる事業費
　ア 発掘調査経費
　イ 分布調査経費（所在確認調査）
　ウ 測量及び図化経費
　エ 附帯調査その他関連調査経費
　オ 調査報告書印刷経費
　カ 保存処理経費
　キ 遺物整理経費
（２）その他の経費
　　事務経費

留意事項

事例等

令和２年度実施市町村等数（２３市１町）
　市原市内遺跡発掘調査等（２４件）

令和３年度実施市町村等数（２２市）
　市原市内遺跡発掘調査等（２２件）

令和４年度実施市町村等数（２３市１町）
　市原市内遺跡発掘調査等（２４件）

令和５年度実施市町村等数（21市１町）
　市原市内遺跡発掘調査等（２３件）

対象市町村等数	５４
実施市町村等数（５年度）	２３

補助率・額

国：補助対象経費の２分の１
県：補助対象経費から国庫補助額を控除した額の２分の１以内の定額
・政令市については県の補助はなし

備考

助成事業名	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業

国補・県単別	国補	分類	９－７
実施事業主体	市町村及び文化庁が認める法人		

県主管課	文化財課	室等	文化財普及・管理班	内線	4130
関係省庁名	文化庁				

事業の目的・概要

出土した埋蔵文化財について、単に収蔵保管するだけでなく、地域住民が慣れ親しみを深められるよう、ハード・ソフトの両面からの取り組みを相互に関連させつつ、相乗効果をもたらすよう一体的な運用を行い、埋蔵文化財の活用を通じた地域の活性化を図る。

１埋蔵文化財センター設備整備、埋蔵文化財の理解促進・普及活用事業

根拠法令等

文化財保護法
(国)文化財保存事業費関係補助金交付要綱

申請時期・手続き等

	国	県
４	交付決定	内　示
５		交付申請
６		交付決定
７		(翌・照会・ﾋｱﾘﾝｸﾞ)
８	(翌・(照会(概算))	
９		
10		
11		
12	(翌・照会(事業計画))	
１	(翌・ﾋｱﾘﾝｸﾞ・内示)	
２	(翌・交付申請)	
３	実績報告	実績報告
４	額の確定	額の確定
	補助金交付	補助金交付

補助対象事業・補助基準等

１補助対象事業
ア埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業
イ埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業

２補助対象経費
（１）主たる事業費
①公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業
ア　埋蔵文化財センター設備整備経費・附帯工事経費
イ　埋蔵文化財展示施設設備整備経費・附帯工事経費
②普及・啓発に係る事業
ア　案内板・説明板等設置経費
イ　広報・資料作成及び配信等に要する経費
ウ　体験学習会等に要する経費
エ　台帳作成等に要する経費
オ　模型等製作経費
③設計料及び監理料
④その他の工事経費
（２）その他の経費
事務経費

補助率・額

国：原則として補助対象経費の２分の１

留意事項

事例等

令和３年度実施市町村等数（２市１町）
千葉市、袖ケ浦市、酒々井町

令和４年度実施市町村等数（１市）
千葉市

令和５年度実施市町村等数（２市）
千葉市、船橋市

対象市町村等数	５４
実施市町村等数（５年度）	2

備考

助成事業名	不特定遺跡発掘調査事業

国補・県単別	県単	分類	９－８
事業実施主体	市町村		

県主管課	文化財課	室等	埋蔵文化財班	内線	４０８０
関係省庁名					

項目	内容
事業の目的・概要	開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査のうち、原因者が個人及び中小企業等で、かつ緊急性の高いものについて助成し、原因者負担を軽減するとともに、文化財保護と開発事業との円滑な調整を図る。 １個人専用住宅に伴う確認・本調査 ２中小企業等の開発に伴う確認・本調査 ３個人・中小企業等の開発に伴う整理・報告書の刊行
拠法令等	文化財保護法 (県)文化財保存事業補助金交付要綱 (県)不特定遺跡発掘調査事業細則
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 この事業については、事業発生のその都度計画書を提出、その後の手続きは、内示、交付申請、交付決定、実績報告、額の確定の手続きを事業進捗に合わせて行う。
補助対象事業・補助基準等	１補助対象事業 （１）個人専用住宅に伴う確認・本調査 （２） 中小企業等の開発に伴う確認・本調査 （３）(1)(2)に伴う整理・報告書の刊行 ２補助対象経費 （１） 主たる事業費 ア 発掘調査経費 イ 整理・調査報告書刊行経費
留意事項	
事例等	令和２年度実施市町村等数（５市） 八千代市逆水遺跡j地点 発掘調査（児童福祉施設等建設）等（７件） 令和３年度実施市町村等数（６市） 流山市東深井宿東第２遺跡 発掘調査（宅地造成）等（１０件） 令和４年度実施市町村等数（７市） 松戸市小金城跡（第25次調査） 発掘調査（集合住宅）等（９件） 令和５年度実施市町村等数（８市） 松戸市池ノ台遺跡 発掘調査（宅地造成）等（１１件）
対象市町村等数	５３
実施市町村等数（５年度）	8
補助率・額	補助対象経費の２分の１以内の定額 （政令市である千葉市を除く）
備考	対象市町村等数は、政令指定都市を除く。

助成事業名	学校施設環境改善交付金事業

国補・県単別	国補	分類	９－９
事業実施主体	市町村		

県主管課	保健体育課	室等	学校体育班	内線	４１０８
関係省庁名	文部科学省（スポーツ庁）				

事業の目的・概要

1　義務教育諸学校に係る体育諸施設の整備事業に対し交付金を交付することにより、学校体育諸施設の整備促進を図り、学校教育活動の円滑な実施及びスポーツの振興に寄与する。

根拠法令等

1　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
2　学校施設環境改善交付金交付要綱

申請時期・手続き等

- ４施設整備計画提出
- ５
- ６内定通知
- ７交付申請
  交付決定通知
- ８
- ９
- 10
- 11
- 12
- １
- ２
- ３実績報告
- ４額の確定
  補助金の交付

補助対象事業・補助基準等

１学校体育諸施設整備事業
①学校水泳プール新改築
（屋内・屋外）
②学校水泳プール上屋新改築
③学校水泳プール耐震補強
④中学校武道場新改築

※社会体育施設整備事業
①地域スイミングセンター新改築
②地域水泳プール新改築
③地域スポーツセンター新改築
④地域武道センター新改築
⑤地域屋外スポーツセンター新改築
⑥社会体育施設耐震化
⑦ラグビー競技を実施できるスポーツ施設の整備
⑧社会体育施設の空調整備
※環境生活部生涯スポーツ振興課担当
(5-38)

補助率・額

３分の１

（算定割合の特例）
１学校体育諸施設整備事業
地震防災対策特別措置法第４条の規定の適用を受ける浄水型水泳プールについては２分の１。

留意事項

対象面積の上限を超える施設に係る実工事費の算定に当たっては、超過面積分に相当する実工事費を面積按分により除外する。

事例等

令和２年度実施市町村等数
（５市）
市川市、習志野市、船橋市、流山市、千葉市

令和３年度実施市町村数
（３市）
千葉市、佐倉市、我孫子市

令和４年度実施市町村数
（２市）
館山市、流山市

令和５年度実施市町村数
（２市）
館山市、流山市

対象市町村等数	５４
実施市町村等数（５年度）	２

備考

実績報告については、補助事業が完了した日から起算して１ケ月以内、又は翌年度の４月５日までのいずれか早い日までとする。

学校教育施設等整備事業債充当可能地方負担額の７５％